



埼玉県報

第612号
令和7年(2025年)
4月30日
水曜日

目次

規則

- 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）

告示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 食品衛生法施行令に基づく食品衛生管理者等の登録養成施設の変更の届出(食品安全課)
- 所沢都市計画道路事業の事業認可(道路街路課)
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の事務所の所在地の変更(建築安全課)
- 交通管制システム上位装置設備の賃貸借に関する入札公告(施設課)
- 県道飯能下名栗線の供用の開始(飯能県土整備事務所)

正誤

令和 7 年(2025 年)4 月 30 日

- 埼玉県告示第 228 号中訂正 (道路街路課)
- 埼玉県教育委員会規則第 8 号中訂正 (教職員課)
- 埼玉県教育委員会規則第 15 号中訂正 (教職員課)
- 埼玉県教育委員会規則第 17 号中訂正 (教職員課)

規 則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十八号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表二五四の項中「三八・四三」を「二八・一二」に、「四七九」を「五八〇」に改める。

附 則

この規則は、令和七年五月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第三百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

令和七年四月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
埼玉西部・鳩山在宅診療所サンキュ	齊藤 航平	比企郡鳩山町松ヶ丘一―二―四鳩山町タウンセンター一階	令和七年四月一日
草加松原 消化器・内視鏡クリニック	山本 健一郎	草加市松原二―一―三SAIYU 5th VILLAGE 三階	令和七年四月一日
METKIDS CLINIC 春日部	一般社団法人METKIDS	春日部市中央一―四九―五センターヒルズ春日部一階B号室	令和七年四月一日
医療法人社団泰青会青山歯科医院	青会	ふじみ野市上福岡一―二―四上福岡翔ビル二階	令和七年三月一日
上尾歯科	安田 耕太	上尾市宮本町三―二シテイータワー上尾駅前一階一〇二号室	令和七年四月一日
西上尾歯科医院	手嶋 由美	上尾市小敷谷六二一―一	令和七年三月一日

伊奈中央薬局	ドラッグセイムス 株式会社富士薬品	五	一日	令和七年四月	あさがお歯科	猪野 文絵	所沢市若狭三―二五七〇―二 一階	令和七年四月
玉日高店	阪神調剤薬局 埼玉 株式会社スギ薬局	日高市栗坪一〇六一	一日	令和七年三月	松澤デンタルクリ ニック	松澤 功武	所沢市青葉台一三四三一	令和七年三月
店	ハピシア薬局新座 株式会社エクラ シアHD	新座市野火止五―一―四五 イニシア新座ガーデンフォ ト一〇二	一日	令和七年三月	とも歯科矯正歯科 クリニック	医療法人とも歯 科矯正歯科クリ ニック	上尾市今泉二―八―一九	令和五年五月
店	セキ薬局 上尾川 株式会社セキ薬品	上尾市今泉三―一―〇―九	一日	令和七年四月	阪神調剤薬局 新 所沢店	株式会社スギ薬 局	所沢市中富一八七五―一〇	令和七年三月
谷店	阪神調剤薬局 深 谷店	深谷市原郷三九八―五	一日	令和七年三月	こがも薬局	有限会社彩コー ポレーション	春日部市小渕一四	令和七年四月
中央薬局 花園店	有限会社プリム ラ	深谷市小前田一五三〇―二	一日	令和七年四月	中央薬局 花園店	有限会社プリム ラ	深谷市小前田一五三〇―二	令和七年四月

アイン薬局森林公園店	株式会社あさひ調剤	比企郡滑川町羽尾五〇五	令和七年四月一日
ウエルシア介護サービス訪問看護ステーション杉戸	株式会社ウエルシア介護サービス株式会社	北葛飾郡杉戸町清地四一九一〇	令和七年三月一日
099 訪問看護ステーション 所 沢	株式会社StarTwin	所沢市南永井四三―四市川邸貸家一〇一号室	令和七年二月一日
ときわ訪問看護ステーション	ときわ訪問看護ステーション合同会社	幸手市西関宿三二八―五	令和七年三月一日
くらしの訪問看護 草加	株式会社クラシ	草加市吉町二―二一―一〇パークワイズ草加一〇五	令和七年三月一日
訪問看護ステーション ありがとう	一般社団法人ありがとう	桶川市寿一―三―三	令和六年七月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
守田 朋樹		守田 朋樹	三郷市戸ヶ崎三一九九―二 シャントイⅡ二〇三	令和七年三月一日
鈴木 達也		株式会社リカバリー小金井営業所	東京都小金井市緑町五―一 六―二五―二〇二	令和七年二月二十七日
藤岡 信明		訪問鍼灸マツサージュKERO W久喜ステーション	久喜市久喜中央二―四―二 六コバヤシハウス二〇三	令和七年三月七日

小幡 宏美	林 真理
治療院 サクラソウ鍼灸	熊谷 マツサージ院 ハートフル鍼灸
コーポアケボノ二〇二 春日部市南四一三二一 一	熊谷市籠原南一七〇 一 B号室
一日 令和七年四月	十八日 令和七年三月

告示

埼玉県告示第三百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和七年四月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
松原調剤薬局西口店	名称	松原調剤薬局85	松原調剤薬局西口店
アイン薬局 吉見店	名称	吉見薬局	アイン薬局 吉見店
訪問看護ステーション 心支	所在地	久喜市吉羽三―二七― 一三ガ―デンハウスII 一〇一	久喜市本町六―一五― 一二
ラウンド&ケア訪問看護ステーション 東部	開設者名称	株式会社ウエルオフ	株式会社エクラシア

二 指定施術機関

氏名		変更事項	
所在地	名称	所在地	名称
新井 努	吉崎 淳一	倉本 俊祐	関 佳代子
施術所	施術所	施術所	施術所
所在地	名称	所在地	名称
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)
一 F	上尾市原新町一九一	一 F	上尾市原新町一九一
一	行田市長野四八八	一	行田市長野四八八
一七	本庄市朝日町一一二	一〇二	児玉郡上里町七本木五五三 Quattrone
	高橋鍼灸指圧マッサージ治療所		セリオ治療院 上里
			訪問医療マッサージK E i R O W 上尾ステーション
			訪問医療マッサージK E i R O W 久喜ステーション
			久喜市吉羽一一二 久喜市久喜中央二一〇 三六コバヤシハウ
			訪問鍼灸マッサージK E i R O W 久喜ステーション
			変更前
			変更後

告示

埼玉県告示第三百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和七年四月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
みどり皮フ科クリニック	上尾市春日二―二四―一	令和七年二月二十八日
猪俣眼科医院	所沢市小手指町三―三一―一三	令和七年二月二十一日
松澤デンタルクリニック	所沢市青葉台一三四三―一	令和七年二月二十八日
医療法人社団泰青会 青山歯科医院	ふじみ野市福岡中央一―二―八	令和七年二月二十八日
つげ歯科医院	入間郡毛呂山町中央四―一―二二	令和七年三月十二日
西上尾歯科医院	上尾市大字小敷谷八六二―八	令和七年二月二十八日
セガミ薬局 三郷店	F 三郷市早稲田二―一九―二栄光ビル一	令和七年三月六日

ユニコ調剤薬局ユニ メック	坂戸市関間一―一―八	令和七年二月二十 八日
阪神調剤薬局 新所 沢店	所沢市中富一八七五―一〇	令和七年二月二十 八日
阪神調剤薬局 深谷 店	深谷市原郷三九八―五	令和七年二月二十 八日
阪神調剤薬局 埼玉 日高店	日高市栗坪一〇六―一	令和七年二月二十 八日
サンドラッグ上尾中 妻薬局	上尾市中妻三一四―六	令和七年二月十三 日
ウエルケア薬局新座 店	新座市野火止五―一―四五イニシア新 座ガーデンフォート一〇二	令和七年二月二十 八日
おとどけ薬局	和光市諏訪四―五	令和七年二月二十 八日

二 指定施術機関

氏名	住所	施 術 所		廃止年月日
		名称	所在地	
篠塚 羊		在宅マッサージ ひまわり	さいたま市桜区神田 一六―一	令和七年三月十九 日
小沼 保則		在宅マッサージ ひまわり	さいたま市桜区神田 一六―一	令和七年三月三十 一日

告 示

埼玉県告示第三百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和七年四月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
医療法人社団天徳会 北本整形外科	北本市北本一―三三コーポレ― ト北本駅前一階	令和七年三月三十一日

告示

埼玉県告示第三百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和七年四月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	ウエルパーク調剤薬局 入間市駅前店
変更事項	開設者所在地
変更前	東京都立川市 栄町六一一
変更後	東京都立川市 高松町一〇二五号 棟
サービスの種類	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

告示

埼玉県告示第三百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和七年四月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
くまがやコアラ	熊谷市上之二〇四九―一六	訪問介護	令和七年三月三十一日
ふくしのまち秩父	秩父市野坂町一―二〇―三三 K'Sノサカー階	訪問介護	令和二年三月三十一日
シヤロームヘルパーステーション	本庄市今井二二五―一―一	訪問介護	令和七年三月三十一日

告 示

埼玉県告示第三百三十三号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十六条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号に規定する都道府県知事の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）についてその名称を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同令第二十条第二号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

令和七年四月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 登録養成施設の名称

女子栄養大学栄養学部保健栄養学科栄養イノベーション専攻

二 変更内容

登録養成施設の名称

（変更前） 女子栄養大学栄養学部保健栄養学科栄養科学専攻

（変更後） 女子栄養大学栄養学部保健栄養学科栄養イノベーション専攻

三 変更年月日

令和七年四月一日

告 示

埼玉県告示第三百三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

所沢市

二 都市計画事業の種類及び名称

所沢都市計画道路事業三・四・三十五号所沢駅ふれあい通り線

三 事業施行期間

令和七年四月三十日から令和十七年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県所沢市大字久米、大字北秋津、くすのき台一丁目及び三丁目地内

ロ 使用の部分

なし

告示

埼玉県告示第三百三十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和七年四月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

委任 番号	指定構造 計算適合 性判定機 関の名称	変更事項	変更 前	変更 後	変更年月日
埼玉 県知 事第 二第 号	一般財団 法人日本 建築セン ター	構造計算 適合性判 定の業務 を行う事 務所の所 在地	本部 東京都 千代田区神田 錦町一丁目九 番地 大阪事務所 大阪府大阪 市中央区南本 町一丁目七番 十五号	本部 東京都 千代田区神田 錦町一丁目九 番地 大阪事務所 大阪府大阪 市中央区本町 一丁目四番八 号	令和七年四 月三十日

告 示

埼玉県告示第三百三十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年四月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

交通管制システム上位装置設備の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和8年3月1日（日）から令和13年2月28日（金）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局施設課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立

てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局施設課安全施設係 星野 電話048-830-0717（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤4丁目11番21号 埼玉県警察本部
交通部交通規制課管制施設係 榊原 電話048-834-5111

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年6月20日（金）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年6月19日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年6月20日（金）午前9時40分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局施設課 令和7年6月20日（金）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年6月12日（木）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 7 年 5 月 7 日 (水) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:A lease of Traffic Control System Central Computer
- (2) Time - limit for tender:By the electronic tender system; 9:50 a.m. June 20, 2025 By mail;5:00 p.m. June 19, 2025 In person; 9:40 a.m. June 20, 2025
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Facilities Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone; 048-830-0717

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年四月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 関

宏

<p>路 線 名</p>	<p>県道飯能下名栗線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>飯能市大字原市場字柳瀬一六八番一地先から 同市大字原市場字柳瀬一七五番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和七年四月三十日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和三年七月三十日付け埼玉県 飯能県土整備事務所長告示第十 三号で告示した道路予定区域の 一部供用開始である。 延長九八・三六メートル。</p>

正 誤

埼玉県告示第二百二十八号（令和七年三月二十八日第六百三号）中訂正

ページ 行

一 前から三

誤

富士見市都市計画道路事業

正

富士見都市計画道路事業

ページ 行

一 前から六

誤

令七年三月二十八日

正

令和七年三月二十八日

正 誤

埼玉県教育委員会規則第八号（令和七年三月二十八日第六百三号）中訂正

ページ 行

一 前から二十七

誤

第一項

正

第一号

ページ 行

二 前から二十六及び二十七

誤

「新幹線鉄道等」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等」

正

「新幹線鉄道等に係る通勤手当」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」

ページ 行

二 前から三十二及び三十三

誤

「特別料金等の額の二分の一に相当する」を「特別料金等」

正

「特別料金等の額の二分の一に相当する」を「特別料金等」

ページ 行

三 前から二十八

誤

「運賃等」

正

「定期券の運賃等」

ページ 行

三 前から三十二及び三十三

誤

(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) 又は

正

又は

ページ 行

四 前から四

誤

「運賃等」

正

「定期券の運賃等」

ページ 行

四 前から十二及び十三

誤

、「当該新幹線鉄道等」を「当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等」に改め

正

改め

ページ 行

四 前から二十及び二十一

誤

「運賃等」を「運賃等及び特別料金等」

正

「定期券の運賃等」を「定期券の運賃等及び特別料金等」

正 誤

埼玉県教育委員会規則第十五号（令和七年三月二十八日第六百三号）中訂正

ページ 行

一 前から八及び九

誤

「配偶者」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様にある者を含む。以下同じ。）」

正

「配偶者が」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様にある者を含む。以下同じ。）が」

ページ 行

一 前から十六

誤

「伴い」と

正

「事由発生に伴い」と

正 誤

埼玉県教育委員会規則第十七号（令和七年三月二十八日第六百三号）中訂正

ページ 行

一 前から三十一

誤

当該基本額

正

条例第三条第三項のその基本額

ページ 行

一 前から三十二及び三十三

誤

百円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た

正

一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた

ページ 行

二 前から一

誤

合計額」に

正

合計額」に改め

ページ 行

二 前から二

誤
当該基本額

正
条例第三条第三項のその基本額

ページ 行
二 前から三及び四

誤
十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た

正
一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた

ページ 行
二 前から六

誤
十円

正
一円